

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等「受入病床確保事業」補助金の交付申請（令和5年7月～9月分）について

標記の補助金（病床確保料）について、令和5年7月1日から9月30日までを対象期間とする交付申請についてご案内します。この補助制度の活用を希望する医療機関にあっては、次のとおり申請書等を提出してください。

令和5年度第2四半期の申請方法

- ・ 令和5年度第2四半期分は、交付申請と実績報告を分けて提出していただきます
交付申請期限：令和5年8月17日（木）
実績報告期限：令和5年10月上旬（予定）

1 対象事業及び実施者

新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床等に関する協定による確保病床を有する医療機関が対象となります。
詳細は、交付要綱別表1-2のとおりです。

2 対象となる期間

令和5年7月1日～令和5年9月30日

3 申請書の提出期限

令和5年8月17日（木）（消印有効）

令和5年度第2四半期分については、国の「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」の対象期間が令和5年9月30日であるため、同日までに交付決定を行う必要があることから、令和5年8月17日期限内で交付申請をいただき、対象期間終了後、実績報告をしていただきます。

実績報告の提出方法については、改めてご案内します。

重要

事前に連絡がなく上記の受付期間内にご提出がなかった場合、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

4 提出書類

送付する病床確保料申請書類作成用エクセルファイル等で作成した書類を印刷して県へ郵送してください。（「第9号様式役員等氏名一覧表」については、第1四半期分を申請された方については、直近でご提出いただいたものから役員等が変更になった場合のみ提出してください。

（郵送と併せてエクセルファイルを電子メールで送付してください。）

- (1) 連絡票
- (2) 第1号様式「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金事業実施計画」
- (3) 別紙1「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画」
- (4) 別紙2「事業の実施に要する経費に関する調書」
- (5) 第2号様式「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付申請書」
- (6) 別紙3(1)又は別紙3(2)「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画(個票)」
- (7) 別紙4(1)又は別紙4(2)
※申請する事業に応じて提出してください
- (8) 別紙4(参考資料)空床数計算シート(集計)、(月別)/別紙4(参考資料)空床数計算シート(クラスター集計)(月別)
- (9) 歳入歳出予算書謄本
- (10) 第9号様式「役員等氏名一覧表」(令和5年度に既に本補助金を申請いただいた医療機関は役員が変更になった場合のみ)
- (11) コロナ対応に伴う処遇改善状況(ただし、「院内感染によりクラスターが発生した医療機関に対する病床確保料」のみの補助申請の場合は提出不要です)
- (12) その他
必須の資料は次のとおりです。
 - ア 病床確保に関する県との協定、県への届出に基づく確保病床、休止病床の配置や病床数を示すフロア図
 - イ ICU、HCU病床の根拠資料
ICU又はHCU区分で空床補償あるいは休床補償を申請する場合のみ施設基準に係る関東信越厚生局への届出の写しを提出してください。
 - ウ フェーズ引き上げ(引き下げ)承認書
独自で病床確保フェーズの引き上げ(引き下げ)をしている期間がある場合は、県から送付している病床確保フェーズの引き上げについての承認書を提出してください(該当がある場合のみ)。
- (13) 事前着手届出書(令和4年度に本補助金の交付を受けていない医療機関のみ)

5 交付申請について

交付申請は次の数値で申請をしてください。

申請した金額以上の実績となった場合、申請額以上の補助はできません。余裕をもった空床数となるよう次のとおり申請してください。

(1) 確保病床数、使用病床数、空床数（確保病床の病床確保料7月～9月分）

病床確保フェーズにおいて、重症用はフェーズ1、中等症Ⅱ用はフェーズ3の確保病床数の確保病床数で、想定される最大の空床数となるように申請をしてください。

令和4年7月11日付け通知「各地域の状況に応じた柔軟な病床確保の運用について」に基づいて、病床確保フェーズの引き上げ（引き下げ）をしている期間がある場合は、引き上げ後（引き下げ後）の確保病床数で入力をしてください。

コロナ患者以外の入院患者数については、交付申請時には0人として申請をしてください（予め入力しております）。

その他、入力の詳細については、**資料3**をご確認ください

(2) 即応病床数

交付申請においては確保病床数と同数となるようにしております（実績報告時には確保病床のうち新型コロナウイルス患者専用として、実際に稼働した病床数を入力していただきます）。

(3) 休床数

想定される最大の休止病床数で申請をしてください。

(4) 対象経費支出額

対象経費支出予定額（別紙4（1）、（2））は、基準額の単価と同額を入力しております（実績報告時に実際の金額を入力していただきます）。

※院内感染によりクラスターが発生した医療機関に対する病床確保料の交付申請をされる医療機関は想定される最長の期間で、最大の空床数、休床数で申請してください。

その他、入力の詳細については、**資料3**をご確認ください

重要1 交付申請について

交付決定額より実績報告の額が上回る場合、補助できるのは交付決定の額までとなります。余裕をもった空床数、休床数により交付申請をいただきますが、クラスターの発生による「院内感染によりクラスターが発生した医療機関に対する病床確保料」などにより、**実績額が上回ることが想定される場合、9月8日までに県交付金担当までご相談ください（9月30日までに増額の交付決定を行う必要があります。それ以降のご連絡では対応できないこともございますので、ご承知おきください）。**

重要2 交付決定について

交付決定した申請内容について、実績報告時の審査の結果、否認することがありますので、ご了承ください。

6 留意事項

- (1) 病床確保料の補助対象となる医療機関は、処遇改善状況(実績)の報告のほか、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム（HER-SYS）への情報入力が必要です。
- (2) 「コロナ対応に伴う処遇改善状況」の内容については、県から厚生労働省に報告します。
- (3) 報告書等への押印は不要です。
- (4) 本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となります。証拠書類等は、5年間保管してください（令和5年度分の資料については令和10年度末までの保管が必要です）。
会計検査では、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われます。

7 令和4年度からの変更点

- (1) 病床確保料の「調整」制度の廃止（令和5年4月1日から）
令和4年度10月以降の病床確保料に導入された、期間中の病床利用率が50%以下である等の所定の要件を満たさない者の病床確保料を減額調整する制度について、令和4年度末をもって廃止しました。
- (2) 病床使用率30%ルール¹の廃止（令和5年5月8日から）
期間中の即応病床使用率（全3か月間）が県の平均の30%を超えて下回る場合の病床確保料について、特段の事情がない場合、3割程度低額の病床確保料単価を適用する標記の制度について、令和5年5月7日をもって廃止しました。
- (3) 休止病床

令和5年5月7日以前 確保病床1床あたり 2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）が補助上限。

令和5年5月8日以後 確保病床1床あたり 1床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は2床まで）が補助上限。

○ 令和5年5月8日以降の例外

ICU・HCU病床以外で、構造上の事情により個室化が困難である特別な事情があり、一定の要件を満たす場合は、即応病床1床あたりの休止病床の上限を2床までとすることができます。

（令和5年2月末まで確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上としていた場合に限りです。別の場所に個室がある等、多床室を使用せざるを得ない特別な事情が認められない場合は否認されます。）

⇒ 多床室にある確保病床の同部屋内に存在し、かつ令和5年2月以前より休止病床としていた病床が前提です。申請を希望される方は申請書作成用エクセルシート内の「構造上の休止病床の申請について」を入力してください。（本件はあくまで例外的取扱いであり、ご申請いただいたとしても必ず是認されるものではありません。）

(4) クラスターが発生した医療機関に対する病床確保料の申請について

令和5年5月8日以降、補助制度が変わります。

ア 補助要件

新型コロナ患者の受入実績がある医療機関であって、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入院受入状況等を確実に入力すること。

⇒①院内感染の患者以外に外部からの新型コロナ患者の入院受入実績が必要

※実績報告時にレセプトにより判断します。なお、コロナ治療のための入院である必要があり、他疾患の治療による入院でコロナ付着の場合は対象外です。（協定締結をしており、確保病床を有する医療機関の場合は、その受入実績から判断します。）

②実績を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力することが必要です。

イ 補助対象となる病床

① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床

② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床

※補助には「病室の閉鎖」などの事情によるやむを得ない空床、休止病床である必要があります。

⇒「病室の閉鎖」の具体例

・ 同部屋内に陽性患者が入院しているため、陽性患者の療養が終了するまで他疾患の患者が使用できないため空床としなければならない病室。

・ 専用病棟内に陽性患者が入院しているため、陽性患者の療養が終了するまで他疾患の患者が使用できないため休止床としなければならない病室。

（専用病棟は必要最低限の範囲である必要があります。）

ウ その他

5月8日以降、新型コロナ患者の外部からの受入実績と医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力が補助要件として加わりましたので、入院状況等を確実に入力するようにしてください。

※上記の入力がない医療機関には、補助を行うことはできません。

8 提出先

提出書類一式（第9号様式「役員等一覧表」を含む）を以下へ郵送してください。

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

宛先：神奈川県 医療危機対策本部室 管理グループ交付金担当

※ 第9号様式「役員等一覧表」については、郵送と併せて、作成したエクセルファイルを電子メールで次のアドレスへ提出してください。

※ ファイル名は「((医療機関名を記載)) 役員一覧」としてください。

- 提出先メールアドレス

iryokiki.byousyou.84xv@pref.kanagawa.lg.jp

問合せ先

医療危機対策本部室 管理グループ 交付金担当

電話 045-285-0646

メールアドレス iryokiki.byousyou.84xv@pref.kanagawa.lg.jp